

2024 年度東京理科大学における自己点検・評価の基本方針

2024 年 3 月 21 日

大学質保証推進委員会

1. 規程及び内部質保証の方針

学則第 2 条の 2、大学院学則第 1 条の 2 の規定、「東京理科大学内部質保証推進規程（以下「推進規程」という。）及び「内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価を実施する。

〔内部質保証の方針〕

本学における内部質保証の方針は、建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下「PDCA サイクル」という。）

また、この PDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。

2. 実施対象

自己点検・評価の実施対象とする単位は本学、並びに本学を構成する学校法人東京理科大学業務規程第 1 条の 2 に規定する部局（以下「各部局」という。）とする。

3. 対象期間

2024 年度自己点検・評価の評価対象期間は、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日とする。

4. 自己点検・評価活動

（1）全体的な活動方針について

2023 年度までの自己点検・評価活動や認証評価結果、外部評価結果等を踏まえ、より高いレベルで学修者本位の教育を実現するとともに、本学の教育研究の発展に寄与する点検・評価活動とするため、新たな取り組みを本年度から数年をかけて導入していく。

その一つとして、公益財団法人大学基準協会による機関別認証評価が第 4 期を迎えることから、同協会が設定・公表した第 4 期機関別認証評価の大学基準に基づき自己点検・評価を実施することとする。なお、その詳細については、自己点検・評価委員会（以下「評価委員会」という。）で定める。

なお、「基準 2：内部質保証」は従来とおり本学における自己点検・評価の最重要項目に位置付けることとするが、「学修成果を基軸に据えた内部質保証の重視と実質性」を問う評価が求められているため、基準 2 以外の基準（特に基準 4）についても内部質保証の概念を取り入れて自己点検・評価、改善活動を行うこととする。

（2）学生等の意見を取り入れた自己点検・評価活動について

第 4 期機関別認証評価では内部質保証において「学部等の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫」が求められていることから、各部局において学生等からの直接的な意見聴取を行い、点検・評価及び

改善活動の一助とすること。なお、2024 年度は試行段階として原則別紙の本委員会案に基づき実施するが、詳細については評価委員会において定め実施することとする。

5. 改善事項に対する点検・評価

前4. で示したことのほか、以下についても点検・評価の対象とする。

(1) 2023 年度自己点検・評価の結果に基づく改善事項(2022 年度以前からの継続を含む)

(2) 評価委員会及び関係学部のみ対象

2020 年度受審の大学基準協会による第 3 期機関別認証評価において改善事項として提言を得た基準 5 (定員管理) に対する改善活動及び結果

⇒同協会に 2024 年 7 月までに改善内容及び結果の報告が必要なことから、関係部局の活動及び改善結果を評価委員会が別途指定の様式に取りまとめて、2024 年 5 月中に大学質保証推進委員会 (以下「本委員会」という。) に報告すること

(3) 経営学研究科技術経営専攻のみ対象

経営系専門職大学院認証評価結果において指摘があり、その後公益財団法人大学基準協会に提出した改善計画に示した活動

(4) 薬学部のみ対象

一般社団法人薬学教育評価機構の第三者評価結果において、助言及び改善すべき点として提言を得た事項に対する改善活動・結果

6. 実施、及び取りまとめ

(1) 推進規程に基づき、本委員会」により自己点検・評価の基本方針を定めたことを受けて、評価委員会は本学における自己点検・評価の実施を担う組織として、自己点検・評価の項目の設定、及び実施体制の整備、自己点検・評価の促進及び啓発、自己点検・評価活動の取りまとめ等を行うこととする。

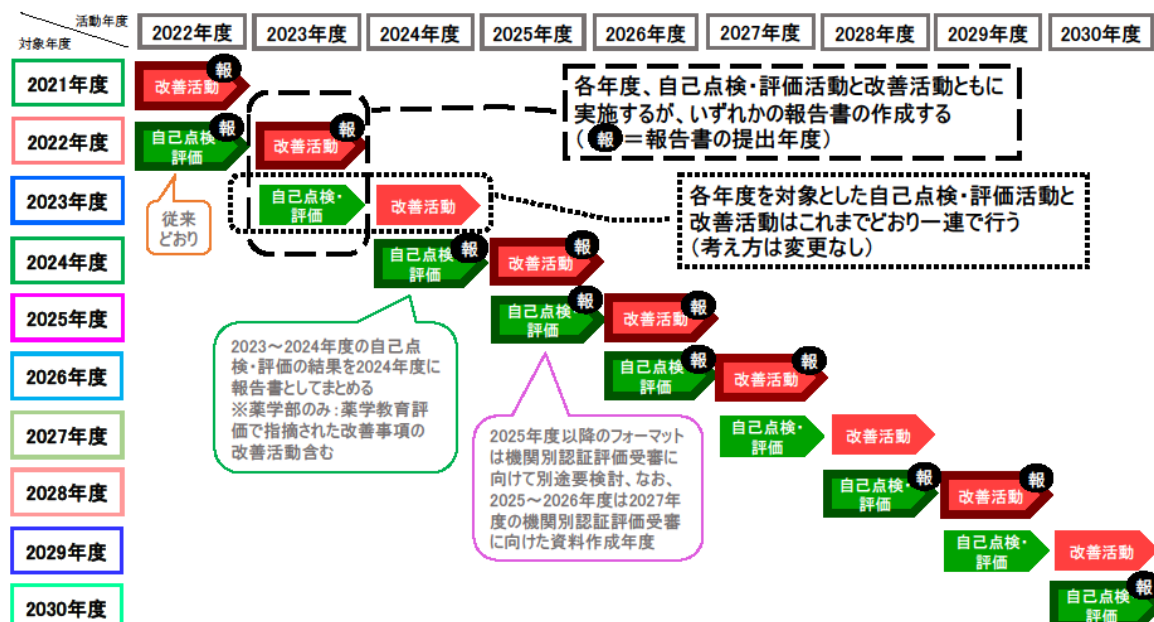
(2) 自己点検・評価の結果、改善事項がある場合には、その事実だけでなく、今後の改善に向けての方針・プロセス等も含めて、本委員会に具体的に報告するものとする。

(3) 自己点検・評価の実施にあたっては 2023 年度までと同様、各部局における活動の実質化とそれに係る負担とのバランスに配慮すること。

7. 自己点検・評価結果の報告 (報告書の作成)

内部質保証の一連の活動である自己点検・評価及び改善の各活動について、2023 年度からは、自己点検・評価活動と改善活動が一連であることは担保しつつ、毎年度の各活動は継続して行うが、自己点検・評価報告書の提出年度と改善活動に係る報告書の提出年度に分けることとしている。(3 頁の図を参照)

これを受けて、2023 年度は書面における報告(報告書の作成)は行っておらず、2024 年度に 2023 年度の活動を包含し報告することとしている。しかしながら、全 4. (1) のとおり、2024 年度から第 4 期認証評価における大学基準等に基づき点検・評価活動を行い報告書にまとめることから、2023 年度までの点検・評価項目及び評価の視点と異なる場合もある。そのため、2023 年度の点検・評価で用いた点検・評価項目等が変更となっている場合は、類似する点検・評価項目等に該当させ報告書としてまとめること。



- ※ 各活動報告(報告書の作成)を行わない年度は、各部局において適宜自己点検・評価実施委員会の記録等を保管し、各活動の根拠となる資料を残すこととする。
- ※ 自己点検・評価報告書を作成しない年度は、自己点検・評価活動を実施するとともに、各部局における自己点検・評価の対象とする施策や評価方法等について、今までの活動を振り返り、重点的に点検・評価を行う項目(施策)の整理と、改善につながる活動となるよう実効性を高めることを求める。

8. 自己点検・評価に際しての留意事項

自己点検・評価の実施に際しては、先に述べたことのほか、以下の点に留意し評価の質の向上に努めるものとする。

- (1) 各部局は、学科・専攻、センター等の教育研究活動を担う関係組織にも配慮して、自己点検・評価を行うこととする。
- (2) 自己点検・評価を実質化したものとするため、積極的に根拠資料、及びデータ等に基づいた評価を行うこととする。
- (3) 自己点検・評価に際しては、主観的な評価だけではなく、外部からの意見等、客観的な評価等を取り入れることとする。
- (4) 自己点検・評価の結果に基づく改善事項への対応は、推進委員会からの具体的な改善指示及び各部局において取り上げた改善を要する事項により、各部局が作成する改善計画に基づき改善を進め、結果等の報告を含め計画的に取り組むこととする。

9. その他

第4期認証評価に向けて、内部質保証に係る新たな取り組みや対応等がさらに必要となることが予想されるから、必要に応じて各部局に自己点検・評価、改善活動に係る対応等の検討・実施依頼を行うこともある。